

あくな

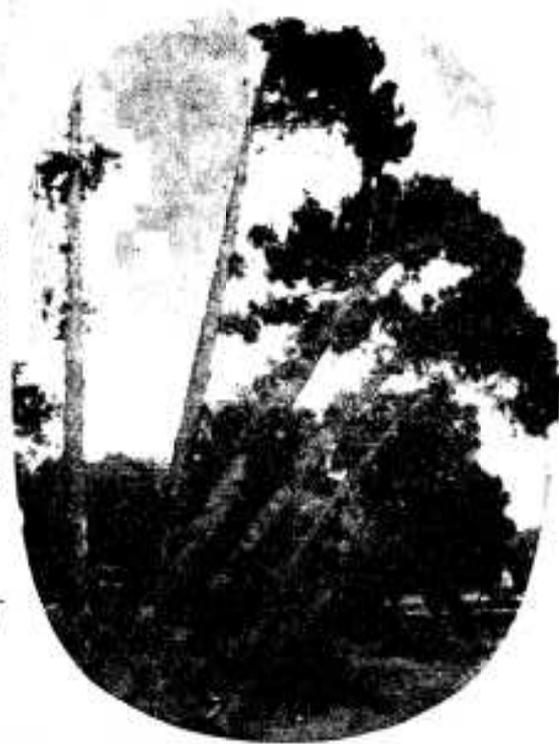


災害特集号

No.222

倒壊家屋から生き埋め者を
救出中の消防と自衛隊員

倒れた杉並木



大木でつぶれた大島の売店



市内の澱粉工場はほとんど全壊
(杵澱粉高ノ口工場)

風速五〇メートル中の消防



全壊農家(倉津)



つぶれた車庫(安楽工場)



臨本塘地区の惨状



全壊した中村商店（臨本）



全壊住宅（西目）



全壊したり傾いた大川小校舎



市内商店街もめちゃくちゃ

さつそく市長災害家屋を慰問



みなさん、まことに大いへんなことでした。お慰めする言葉もございません。こんどの台風一五号は、全市内どこのご家庭にも、大きな災害を与えたようです。市といたしましては、何はさておき、災害復旧に最善の努力を払いつつあります。そうして、みなさまがたの復旧を最優先的に取り上げ市のあらゆる機能をあげて、ご援助申しあげたいと思います。

こういうときこそ、市役所をうんとご利用ください。許される範囲内で、できたらその碎の拡大を関係当局に陳情してでも、お役にたきたいと思っております。

さつそく、市役所内に災害相談所も設けましたので、どうぞ、ご遠慮なくご相談ください。

みなさん、災害後は伝染病なども発生しやすいものです。じゅう分お体にお気をつけて、復旧にお力添えください。全ご家庭をお訪ねすればいいのですが、とりあえず、災害のお見舞いを申しあげます。

阿久根市長 丹宗 忠



ほんのわずかですが（救援物資の配布）

仮設住宅建設や応急補修

復興に全機能をあげる

- ◆市としては、みなさまがたの災害復旧を最優先的に
- ◆先的に取り上げ、市の全機能をあげてこれにと
- ◆りこんでいます
- ◆ここに、とりあえず各機関の災害復旧に
- ◆る金融状況をお知らせしますので、ご利用くだ
- ◆さい。また、市役所内に災害相談所も設けてあ
- ◆りますので、ご遠慮なくご相談ください

応急仮設住宅

住家が全壊したかたで、自力で建てることのできなにかたに、市が無料で建ててあげます。

しかし、戸数に制限があつて、全壊戸数の三割以内となつています。市としては、この枠を広げてもらうよう、関係官庁に交渉中です。

建物の広さは五坪で、六畳間と土間、押入れ、便所がついています。

家賃は無料で、建ててから二年すると、本人に無料で払い下げられる予定です。ですから、敷地は本人が提供することになります。

住宅の応急修理

住家が半壊したかたで、自分で修理する能力のないかたに、市で応急修理してさしあげます。これも全半

壊戸数の三割以内ですが、枠の拡大については交渉中です。

世帯更生資金

災害のため生活に困つたかたに、十万円まで融資します。年三分の利子で、五年間均等償還となつています。

災害復興住宅資金

一般のかたで、住宅の災害を受けられた人には、住宅金融公庫から、住宅の建築費や補修費が融資されます。これは、二割以上の災害を受けられたかたに限り

五割以上の損害を受けられたかたで、耐火および耐火住宅を建てられる場合七三万円、木造で五八万円まで借れます。年利五分五厘で、償還期限一八年以上です。二割以上五割までの損害を受けられたかたには、二九万円までの補修費が融資されます。年利五分五厘で、一〇年以内の償還期限です。これは、相互銀行阿久根支店にお申し込みください。



〔市役所内の災害相談所〕

自作農維持資金

災害を受けた農家の

住宅・畜舎・堆肥舎などや耕地の復旧には、自作農維持資金がです。

- ◆貸付額 五〇万円まで
- ◆利率 年五分
- ◆償還 三年据置きを含む二〇年

また、母子世帯で災害を受けられたかたにも、母子世帯更生資金が融資されます。これも十万円まで、年利三分五厘均等償還です。

災害復旧資金

自作農維持資金のほかに天災融資法にもとづいて指定された天災により、農家のいろいろな施設に被害を受けた場合、特別の融資があります。

一〇万円以上、二〇万円（必要と認められる場合は五〇万円）までで、年六分五厘、三年据置を含み一五年償還です。これは、自作農維持資金と重複しては借れません。

商工関係

国民金融公庫の災害復旧資金については、ただ今交渉中です。

普通貸付としては、中小企業者のかたに、個人法人とも三百万円まで、五カ年間（設備投資の場合七年以内）で、年利九分の割賦または一時償還として、融資します。

保証人が一人以上必要で百万円以下は担保はいりません。

特別小口貸付に、阿久根市で一年以上の事業実績をもつ中小企業者に五百万円の枠内で融資されます。

期間は六カ月で、年九分の一時払い。保証人一人以上必要で、担保はいりません。

市税などが減免

市税など減免

こんどの災害で、市県民税・固定資産税・国民健康保険税など市税を納めるのが困難になつたかたは、市の課税課に相談ください。損害の程度や所得状況により、市税を減免してもらうことができます。

また、所得税など国税についても、申請によって軽減や免除されることになっています。

災害で、期限までに申告申請・請求・納付することができないときは、その旨申請していただければ、災害がやんだ日から二カ月以内に限り、延期することができます。出水税務所にご相談ください。

台風災害

死者	一人
重傷者	一人
軽傷者	三人
住家	
全壊	一〇八戸
半壊	一七四戸
一部破損	六五七戸
床上浸水	〇
床下浸水	三九戸
非住家	
全壊	二九一戸
半壊	四五〇戸
損害額	四、九一〇万円

災害後の衛生

- ◆災害復旧にお忙しいことと思いますが、環境衛生にはとくに気を付けになり、災害後に伝染病など不幸を重ねないよう心がけましょう。
- ◆畳や衣類はじゅう分日光消毒しましょう。
- ◆住宅付近をきれいにし、下水のドブさらえをしましょう。
- ◆家のまわりに、石灰や薬剤をまきましましょう。
- ◆生水には、じゅう分注意しましょう。
- ◆食べ物は新鮮なうちに少しでも変なもの速凍しましょう。